平成28年10月度 広告表示・景品提供等に関する問い合わせ・相談受付状況

1. 相談受付件数・相談者の内訳

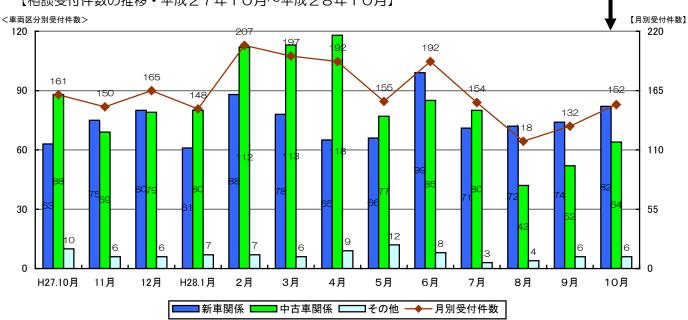
10月度の全体の相談受付件数は計152件で、前月度と比較すると20件増、対前年同月比では9件減(新車関係19件増、中古車関係24件減)となっています。

相談者の内訳では、「広告代理店」、「メーカー系ディーラー」からの問い合わせが多く、全体の約65%を占めています。

【相談者の内訳・平成28年10月】

	新車関係	中古車関係	その他	타
相談者	82	64	6	152
広告代理店等	46	20	3	69
メーカー系ディーラー	13	15	1	29
自動車関係団体	13	12	1	26
中古車専業店	2	3	0	5
中古車情報誌社	0	8	0	8
メーカー	6	4	0	10
新聞社	0	1	0	1
テレビ・ラジオ局	0	0	0	0
その他	2	1	1	4

【相談受付件数の推移・平成27年10月~平成28年10月】



2. 新車関係

新車関係の表示では、『価格表示』に関する問い合わせが多く、リースや割賦の表示方法、価格を店頭発表とする企画の可否について問い合わせが寄せられました。また、景品関係では、特別金利で購入できる方を抽選で決定する企画の可否や取引価額や景品類の最高額を計算する際の消費税の扱いについての問い合わせが寄せられました。

【相談受付状况】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	69	84.1%	その他	0	0.0%
景品関係	13	15.9%	合 計	82	100%

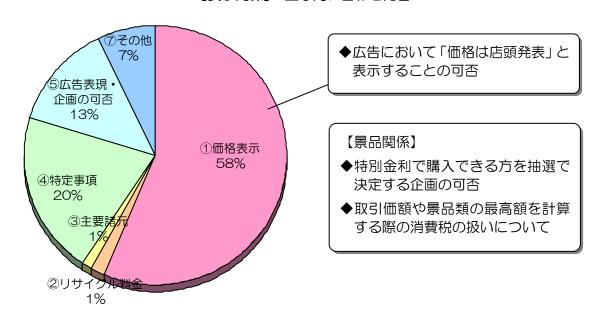
[表示関係の相談内訳]

	相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
1	価格表示	39	57.4%	④特定事項	14	20.6%
	表示方法	10	14.7%	ランキング	1	1.5%
	付属品•特別仕様	6	8.8%	燃費	1	1.5%
	値引き表示	5	7.4%	安全•環境(ASV技術)	10	14.7%
	割賦・リース	15	22.1%	特別仕様・限定	2	2.9%
	その他	3	4.4%	⑤広告表現・企画の可否	9	13.2%
2	リサイクル料金	1	1.5%	企画の可否	6	8.8%
3	主要諸元	1	1.5%	抽象的な問い合わせ	3	4.4%
			•	⑥その他(税金・下取関係)	5	7.4%
				合 計	68	100%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	4	30.8%	オープン懸賞	0	0.0%
一般懸賞(抽選等)	5	38.5%	その他(期間延長等)	4	30.8%
			合 計	13	100%

【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、<a>こちらをご覧下さい。

10月の事例 [新車関係]

〔価格を店頭にて発表する旨の表示〕

- Q. お客様に興味を持って来店していただけるよう、「新春特価!価格は店頭発表!」とだけ表示し、来店していただいた方だけに価格を発表しようと考えているが、問題はありますか?
- A. 規約では、「特価」等価格が有利である旨を表示する場合には、その根拠となる販売価格(値引き前の価格 及び値引後の価格)を表示することとなっていますので、本件のような表示を行うことはできません。

〔特別金利で購入できる方を抽選で決定〕

- Q. 割賦(ローン)で購入される方を対象に抽選を行い、当選した方には通常4.9%のところ特別金利1.9%で購入できるというキャンペーンを考えていますが、抽選での景品提供に該当するのでしょうか?
- A. 通常金利と特別金利の差額(金利3%分)が景品に該当します。よって、それぞれの金利で計算した割賦支払総額の差額が10万円以内である必要があります。

〔取引価額や景品の額を算定する際の消費税の扱い〕

- Q. 景品を提供するキャンペーンを企画する際、取引価額から提供できる景品の最高額を算定し、実際に提供する景品の額がその範囲内であるかを確認しますが、これらの額には消費税は含まれるのでしょうか?
- A. 取引価額の算定は、消費税込みの価格となりますので、最高額も消費税込みとなります。また、景品の額についても、景品の提供を受ける方(一般消費者)がそれを通常購入する時の価格を基準としますので、消費税を含んだ価格となります。

3. 中古車関係

中古車関係の表示では、『必要表示事項』に関する問い合わせが多く、店頭展示車への車台番号と塗色の表示についての問い合わせが寄せられました。また、その他では、広告に間違った価格を表示してしまった場合の対応方法についての問い合わせが寄せられました。

【相談受付状況】

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
表示関係	54	84.4%	その他	5	7.8%
景品関係	5	7.8%	合 計	64	100%

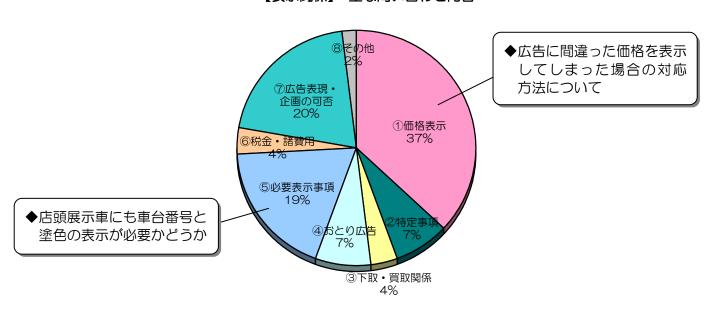
[表示関係の相談内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
①価格表示	20	37.0%	⑤必要表示事項	10	18.5%
表示方法	6	11.1%	車検証の有効期限	1	1.9%
値引き表示	1	1.9%	記録簿の有無	1	1.9%
支払い総額	4	7.4%	保証の有無	4	7.4%
割賦・リース	6	11.1%	定期点検整備実施状況	1	1.9%
その他	3	5.6%	その他(必要表示事項等)	3	5.6%
②特定事項(限定)	4	7.4%	⑥税金・諸費用	2	3.7%
写真・イラスト	1	1.9%	諸費用	2	3.7%
付属品•特別仕様	3	5.6%	⑦広告表現・企画の可否	11	20.4%
③下取•買取関係	2	3.7%	広告表現の可否	8	14.8%
④おとり広告	4	7.4%	抽象的な問い合わせ	3	5.6%
			⑧その他(景表法関係)	1	1.9%
			合 計	54	100%

[景品関係の内訳]

相談内容	件数	比率	相談内容	件数	比率
総付景品(もれなく)	4	80.0%	オープン懸賞	0	0.0%
一般懸賞(抽選等)	1	20.0%	その他	0	0.0%
			合 計	5	100%

【表示関係】 主な問い合わせ内容



広告表示・景品提供に関するよくあるお問い合わせにつきましては、<u>こちら</u>をご覧下さい。

10月の事例 [中古車関係]

〔店頭展示車への車台番号と塗色の表示〕

- Q. 中古車の必要表示事項に、「車台番号」と「塗色」がありますが、店頭展示車にもそれらの表示が必要なのでしょうか?
- A. 車台番号と塗色については、広告のみに表示することとなっています。(規約第11条第2項、第3項)

〔広告において間違った価格を表示してしまった場合の対応〕

- Q. 先日配布した中古車のチラシ広告に、148万円で販売している車両を、1ケタ間違えて「48万円」と表示してしまったことが判明しました。このような場合、どのように対応すべきでしょうか?
- A. 来店された方にお詫びすることはもちろんですが、店頭や広告等においても速やかにお詫びの告知を実施して下さい。配布後だからといって、そのままにしておくと、価格に関する不当表示やおとり広告に該当することになりますので、必ず、このような対応を実施して下さい。



店頭ポスターでの対応例

お客様へ 広告内容に関するお詫びと訂正

●月●日配布の折込広告の表示に誤りがありました。 謹んでお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂 正いたします。

平成23年12月初度登録のコートリ1.5M(レッド) 車台番号下3桁512の販売価格 〈正〉148万円〈誤〉48万円

なお、今回のように配布後ではなく、配布前に誤表示が発覚するケースがありますが、そのような場合には 回収等の対応を実施する必要があります。

詳細につきましては、「自動車販売における適正表示ハンドブック」をご覧ください。